

質 疑 応 答 集

笠戸島ハイツ跡地活用事業公募型プロポーザル		回答年月日	令和2年7月21日
番号	受付年月日	質 問	回 答
1	7月16日	<p>実施要項「4 提案事業の条件等」の中に「既存建物等は下松市が解体、撤去する。」とあるが、建物からの展望を妨げるであろう現場周辺の森林伐採は含まれるのか。また、その際に発生する費用はどちらの負担になるのか。</p>	<p>市が行う解体は、建物（設備を含む）の解体及びその建物が存する範囲の整地までです。樹木の伐採等については、手続きから実施まで原則事業者が行っていただくことになります。</p>
2	7月16日	<p>まずはコンセプトを定めた建物を建設し、事業開始時から段階を追って、コンセプトに沿ったお店、企業を誘致していくことは可能か。 (例) 事業開始時、カフェと広場のみ。その後、テナントAにお店を誘致、テナントBにお店を誘致、テナントCにお店を誘致。運営費はテナント料を含むものとする。</p>	<p>提案内容が実施要項「4 提案事業の条件等」に合致したものであれば、提案は可能です。</p>